



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎ 0739-99699 FAX 0739-5510
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



田辺市消防本部

1 Day インターンシップ



消防士を目指している方、これから就職を考えている方を対象に、消防の業務の内容を説明し、消防に対する理解を深めていただくため「1 Day インターンシップ」を開催します。当日は女性職員も参加しますので、女性の方で消防の業務に興味のある方もお気軽にご参加ください。

希望者は、ロープ登はん・降下・放水等の体験もできます。



■日時 8月10日(土)・11日(日) 13時～17時

■場所 田辺市消防本部(新庄町46-119)

■内容 消防組織や業務内容についての説明、施設・車両見学、訓練見学・体験、質疑応答等(業務説明については救助隊・救急隊・指令センター・消防本部及び女性職員のブースに分かれて行います。)

■定員 両日とも各30名

■参加費 無料

■準備物 ロープ登はん・降下・放水等の訓練体験を希望される場合は、ジャージ等動きやすい服の準備をお願いします。

■申込み 8月7日(水)までに、お申し込みください。

※詳しくは、ホームページをご覧ください、下記へお問い合わせください。



■問合せ

田辺市消防本部 消防総務課

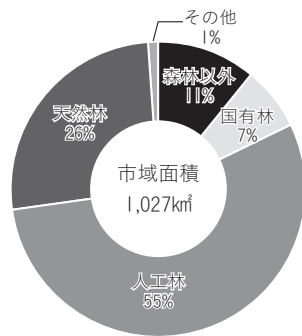
☎ 0739-26-9953 / FAX 0739-22-3402

✉ shoubo@city.tanabe.lg.jp

🌐 <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/>



森林の存在



▲市の森林の状況

日本は森林率（地域面積における森林面積の割合）が世界第3位の森林国です。国土面積が37万7900km²のうち、森林の面積は25万500km²あり、森林率は67%です。

そして市は、市域面積が1027km²のうち、森林の面積は908km²あり、森林率は88%も占めています。

森林の状況

森林には人工林と天然林があります。人工林は、人の手によって植えてられており、市のほとんどがスギやヒノキで、これらは、冬になっても落葉することなく一年中緑色です。

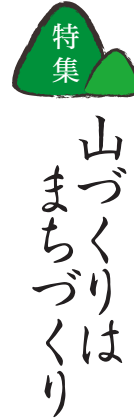
天然林は、主として自然の力によって成り立っており、紅葉したり、冬には落葉したりするものもあります。

森林とは？

市の大部分を占めている森林。私たちの身近にある森林。そんな森林には、環境保全や土砂災害防止など多くの役割がありますが、一方で課題も抱えています。

今月号では、森林についての理解を深めるとともに、新しくできた、森林を適切に管理していくための制度について紹介しています。

岡山県山形林業課 山村振興係
☎0739（48）03003
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/>



02 目次・特集「山づくりはまちづくり」

08 水害・土砂災害の防災情報が変わります！

10 トップニュース
「みんなで選挙」参議院議員通常選挙が執行されます／後期高齢者医療保険料のお知らせ ほか

20 情報ボックス
「おやこの食育教室」の参加者を募集します／きれいで豊かな水環境保全のために ほか

28 相談日程等

30 みんなの広場

34 みんなの彩時記
駅前に新たな緑が生まれる場所として／梅の魅力を再発見！中学生が梅農業体験 ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、「JTの森 中辺路」の森林保全活動です。育成しようとする樹木以外の木を切り除く、除伐作業をしている様子を撮影しました。

森林が持つ8つの機能

地球環境保全機能

二酸化炭素の吸収により、地球温暖化を緩和する。

水源涵養機能

雨水を蓄え、流れる水量を調節し、雨水が土壌を通り水を浄化する。

快適環境形成機能

気候を緩和し、防風や防音等の効果により快適な環境を形成する。

保健・レクリエーション機能

森林浴・登山・スポーツなどの場で安らぎや癒しをもたらす。

土砂災害防止・土壌保全機能

樹木が根を張り巡らせることで土砂の崩壊を防ぐ。

生物多様性保全機能

動植物の住みかとなり、種や生態系を保全する。

文化機能

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」など行楽・芸術として感動を与える。

物資生産機能

木材をはじめ、きのこ・山菜・竹など様々な資源を生産する。

紙面で使用するマーク等の説明

日…日付・期間	定員
時…時間	料金・費用
休…休館日	持ち物
場…場所	申込み・申請方法
集…集合	問合せ
内…内容	[消印]…消印有効
対…対象・参加資格等	[先着]…先着順

◇☎マークには、振替休日等も含まれます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、☎を除く月～金の8時30分～17時15分です。毎週☎は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

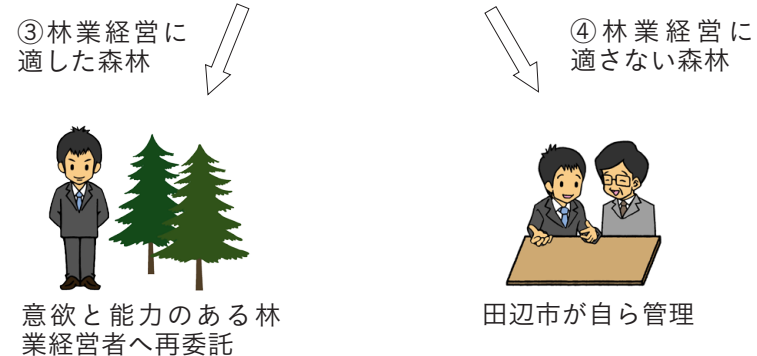
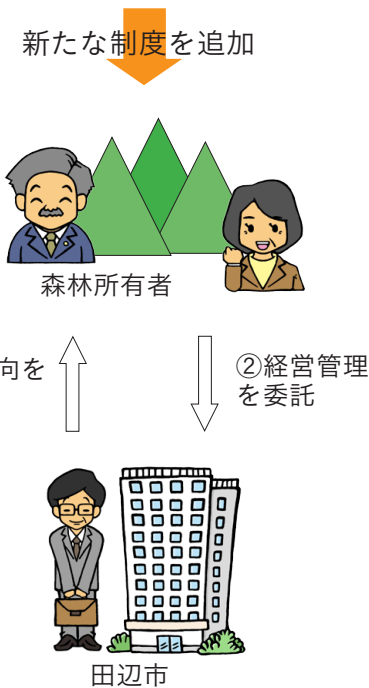
森林経営管理制度

注意！
◇森林や土地の所有権を市や林業経営者に移転するものではありません。
◇市では、様々な状況を踏まえた上で、委託をお受けするか判断します。必ずしも希望をお受けするものではありません。

森林管理を手助けします！
経営管理が行われていない森林を適切に整備し、林業の活性化と森林の公益的機能の発揮の両立をめざすため、森林経営管理法が今年の4月1日に施行されました。
この制度では、森林所有者に森林の適切な経営管理が義務付けられ、市町村がそのサポートを行うこととされています。経営管理をすることができない、又はしない場合には、市町村が代わりに経営管理をすることができ、森林所有者の意向に応じて、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐものです。この仕組みを森林経営管理制度といいます。

～森林経営管理制度の概要～

これまでは森林所有者が自ら管理又は林業経営者に委託して、山の経営管理を実施してきました。



森林管理について
お話を伺いました

田辺市は全国と比較すると、良く管理されている方だと思いますが、相続がきちんとされていないなどの理由で、管理されていない山はだんだん増えていきます。

この新しい制度は、今まで山に関心がない、持っているがどうすれば良いか分からないなどお困りの方は、是非ご活用いただければと思います。



龍神村森林組合
眞砂 佳明 組合長

森林組合としても、そういった山が災害時などに大きなダメージを受けないように管理を心掛けていきたいです。

森林所有者に
お話を伺いました

森林の土地は相続で譲り受けましたが、特に今まで管理などはしていませんでした。管理が行き届いていないと、例えば、台風で木が倒れたり、土砂崩れになったり、他の方に被害が出るのが心配です。そういったことを未然に防ぐためにも、この新しい制度で管理をしてもらえるので、とてもありがたいですね。



(Fさん)

林業とは



**森林を取り巻く
問題と課題**
森林は市内面積の大部分を占めており、それだけに森林が持つ役割はとても重要になります。しかし、次のように森林を取り巻く環境では多くの問題と課題が生じています。
◇木材価格の低迷
戦後の高度経済成長期に、建築用材として木材の需要が急速に増え、需要の増加に応じて木材価格も急騰しました。高まる木材需要に対応するため、木材輸入の自由化が開始され、安価で手に入れることができる外国産材が増えるようになりました。
この影響により、国産材の需要は次第に低下し、木材価格も昭和55年を境に下落していき、今ではピーク時の4分の1程度にまで落ち込んでいます。
◇森林所有者の関心の低下
木材価格の低迷などにより、所有者の森林に対する関心が低下しています。また、相続などにより山林を

取得したもの、場所自体からないという場合も多いです。
◇所有者不明森林の増加
森林所有者(登記名義人)が死亡しているにもかかわらず、登記されない土地が増加しているため、森林管理の集約化や境界の明確化の弊害となっています。
◇不在村森林所有者の増加
森林の相続や関心の低下により、森林所有者が市内に居住していない森林が増加しています。
◇担い手の減少
日本全体で人口減少が問題となっている中、林業の担い手が減少しています。
◇獣害被害の増加
植えたばかりの新しい苗木は柔らかいため、せっかく山に植えても鹿などに食べられてしまう被害が増加しており、伐採後の森づくりの弊害となっています。





森林の経営管理に関する意向調査にご協力ください

森林経営管理制度の実施に当たり、森林の経営管理の状況や所有者の意向を把握するため、まずは、森林所有者等を対象に森林の経営管理に関する意向の調査を実施します。

調査の対象となる森林

- 市内の地域森林計画対象民有林
- 地域森林計画…都道府県知事がたてる地域の特性に応じた森林整備・保全に関する計画
- 民有林…国有林以外の森林



調査の進め方



調査方法

調査は、市又は市から委託を受けた者が実施します。アンケート調査票を森林所有者等に送付しますので、ご自宅に通知が届いた方は、ご協力よろしくお願いします。なお、必ず森林所有者等本人の方が記入してください。

調査時期

市は、広大な森林面積を有するため、一度に全域を調査することができません。そのため、地区ごとに調査をする順番を決めて行いますので、地域によって調査時期が異なります。



山村林業課
山村振興係
玉置 晋也

山の価値を見直しませんか

本市は、全国的にみても突出して高い森林面積を持つまちです。2つの世界遺産があるように、市の山は貴重な資源であり、今回ご紹介したように私たちの暮らしと密接に関係しています。

その中で、森林の管理をしてもらいたいという気持ちがある一方、所有者の負担が大きいということで、もどかしさがありました。今回の制度が出来たことで、ご自身で管理ができない方には積極的に活用してもらえたらと思います。

また、山を所有していない方も、森林の役割を知ってもらうことで、みなさん山の恵みに感謝していければと思います。それが、山の保全や価値を高めることにもなり、市の森林を未来につなげる第一歩となるのではないのでしょうか。

森林との共存へ



森林整備の必要性

人工的に植えた人工林は、人の手によって手入れをする必要があります。しかし、林野庁の調査では、人工林の8割が手入れ不足と言われています。前述した森林が有する機能を十分に発揮するためには、森林整備が必要不可欠です。

森林経営管理制度によって期待できる効果

地域では、放置されていた森林の整備が進むことで、木材の安定供給と地域経済の活性化につながります。また、災害防止など地域住民の安全・安心につながります。森林所有者は、市町村が介入することによって、長期的に安心して森林の管理を任せることができます。

【写真右上】手入れをしていない森林は、木々が成長を阻害し合い、太くならず細いまま伸びます。林内は暗く、下層植生が発達しないため、根が深くまで伸びず、表土は崩れやすくなります。

【写真左上】十分に手入れをした森林は、木々の成長するスペースが確保されているため、十分成長できます。光が差し込み、下層植生が発達するため、根が深く、災害に強い森となります。

環境のためにあかね材も有効活用♪

皆さんは『あかね材』という木材をご存じでしょうか？

あかね材とは、スギノアカネトラカミキリと言う虫による食害を受けた木材のことです。この虫は、枯れ枝からスギやヒノキに侵入します。近年、枝打ちや間伐などの管理がされていない山が増えたことにより、あかね材の増加が問題になっています。あかね材は、強度や安全性には問題がないことが林業試験場の検査で証明されています。しかし、見た目が悪いということで、今まで中々利用が進みませんでした。

現在、そうしたあかね材を商品として売り出している活動があります。その活動に取り組んでいるのが、育林業・製材業・木工職人・一級建築士・家具販売業・グラフィックデザイナーの6名が集まったチームの「BokuMoku」です。BokuMokuは、あかね材の虫食い痕もありのままデザインの一部分として取り入れ、売り出すことにしました。活動当初は消極的な意見もあった

そうですが、最近では林野庁の『Forest Good 2018 間伐・間伐材利用コンクール』で特別賞を受賞するなど、その取組への風向きが変わってきたそうです。また、森林ツアーを企画すると、参加者は自然に触れることができ喜んでくれ、中には何度も参加する方も。メンバーの竹林陽子さんは「きっかけがないだけで、自然にふれたいという気持ちの方はたくさんいます。そうしたきっかけを作って山を身近に感じていただき、森林環境を良くするためにはどうしたらいいか考える方が、一人でも多く増えればいいですね」と話してくれました。



Bokumokuの皆さん(左から、山林敏巳さん、竹林陽子さん、竹林徹さん、榎本将明さん、中川雅也さん、岩見桂道さん)



避難行動の呼び掛けが次のような内容（一例）になります！

警 戒
レベル 4

避難勧告の
伝達文例

こちらは、防災田辺です。
大雨により、土砂災害が発生するおそれがあるため、
〇〇地区に【警戒レベル 4】避難勧告を発令しました。
対象地区の方は、速やかに避難をしてください。
避難所への避難がかえって危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

※防災行政無線以外にもメール、電話案内サービスを活用ください。

この他、テレビ局等にも情報を提供しています。

◎防災・行政メール（事前登録すると自動配信） <http://bousaigyousei.aamail.aikis.jp>

◎防災・行政テレフォンガイド（電話案内サービス） ☎ 0120-963-910（無料）



QR コード

Q&A

Q：防災気象情報は出ているけれど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？



A：様々な防災情報に加え、今後の気象予測などを基にして、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に出るとは限りません。「自らの命は自らで守る」意識を持って、避難情報だけでなく、雨の降り方や防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとってください。

Q：避難指示（緊急）は、避難勧告と同じ警戒レベル 4 に位置付けられているが、考え方が変わったのか？



A：避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難をしてください。

Q：洪水で「警戒レベル 4 相当情報」が出ている中で、土砂災害で「警戒レベル 3 相当情報」が出た場合、洪水の警戒レベルは下がったということか？



A：洪水の危険性が 4 から 3 に下がったわけではありません。洪水の警戒レベルは 4 のままで、土砂災害の警戒レベルが上がったこととなり、洪水、土砂災害どちらの災害も警戒する必要があります。

指定緊急避難場所及び指定避難所の一部が変わりました

■新たに指定した指定緊急避難場所を（※は指定避難所も）兼ねる施設

施設名	住所	災害の種別							収容人数
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	
紀伊田辺駅	湊 1-24					○			206
紀洋団地集会所	中万呂 782-9	○	○		○		○	○	22
芳養地区津波避難タワー	芳養 松原一丁目 4278-3					○			120
上宮代集会所	龍神村宮代 329-1	○	○					○	20
面川作業所	面川 584-1	○	○					○	15
三里小学校※	本宮町大居 1653	○	○		○			○	116

■指定を解除した施設

旧市内（豊秋津神社）、龍神（旧龍神中学校・宮代地区老人憩の家・下宮代へき地集会所・中山路小学校・上柳瀬多目的集会施設）、中辺路（川合集会所）、大塔（豊原林業会館）、本宮（萩集会所）

※詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.city.tanabe.lg.jp/bousai/index.html>

水害・土砂災害の防災情報が変わります！

水害・土砂災害について、市が出す避難情報と国や県が出す防災気象情報を、災害発生の危険性の高まりに応じて 5 段階に分け、避難のタイミングを分かりやすくお知らせします。

固防災まちづくり課 地域防災係 ☎ 0739 (26) 9976

警戒レベル	住民がとるべき避難行動	避難情報等		発令の参考となる防災気象情報
警戒レベル 5	すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	市が発令	災害発生情報	警戒レベル 5 相当情報
警戒レベル 4 (全員避難)	避難勧告で速やかに安全な場所へ避難しましょう。屋外に出るのが危険であると判断した場合は、建物内の 2 階などのより安全な場所へ緊急避難しましょう。		避難指示（緊急）避難勧告	警戒レベル 4 相当情報
警戒レベル 3	避難に時間を要する方は避難を開始しましょう。その他の方も早めに避難しましょう。		避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル 3 相当情報
警戒レベル 2	今後の避難に備え、避難場所や持ち出し品の再確認をしましょう。	気象庁が発表	洪水注意報 大雨注意報等	
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。情報収集を始めましょう。		早期注意情報	

※各種の情報は気象状況によることから、警戒レベル 1～5 の順番に発表されるとは限りません。

■国や県から発表される防災気象情報

警戒レベル 5 相当情報	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
警戒レベル 4 相当情報	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・危険度分布（うす紫）
警戒レベル 3 相当情報	・大雨警報 ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの） ・危険度分布（赤）
警戒レベル 2 相当情報	・氾濫注意情報 ・危険度分布（黄）
警戒レベル 2 情報	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）
警戒レベル 1 情報	・早期注意情報（警報級の可能性）

※危険度分布は、気象庁がホームページ上で公開している大雨（土砂災害）と洪水の情報です。

◎気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

【警戒レベル 5】では、すでに災害が発生している状況です！
【警戒レベル 4 避難勧告】が発令されれば、対象地区の方は声を掛け合って、速やかに避難をしましょう！
台風等の避難の際には、食料・ライト・生活用品等の避難所で必要な物品は各自で用意しましょう。

市政功労者・善行者表彰式典を行いました

問合せ 秘書課 秘書係 (☎ 0739-26-9910)

5月27日(土)、市役所で「市政功労者・善行者表彰式典」を行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状、また、善行者表彰として多額の金品をご寄附いただいた方々に感謝状をお贈りしました。

田辺市表彰規則では、①地方自治の育成発展(自治)、②社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上(民生)、③産業又は経済の振興発展(産業)、④教育、文化等の振興(教育)、⑤交通事故等社会不安の発生防止・除去(治安)の5部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方(善行)や市の公益のために多額のご寄附をいただいた方(寄附)にお贈りする「善行表彰」のほか、「一般表彰」の3種類の表彰を規定しています。

今回表彰された方々は、下記のとおりです。(敬称略)



■市政功労者表彰

◇自治功労 中村久仁生、良原昌子、長田龍士、藤本薫、那須正治

◇民生功労 濱中ヒロ子、林榮作、岡本邦彦、久保智彦

◇産業功労 小川さだ

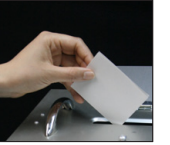
◇治安功労 谷口俊彦

■善行者表彰

◇寄附 朝倉美津子、櫻井治男、鈴木理策、目良元、吉田篤司、株式会社カナセ、一般財団法人新庄愛郷会、田辺東ロータリークラブ、中田食品株式会社、丸三呉服店

「みんなで選挙」参議院議員通常選挙が執行されます

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎ 0739-26-9945)



任期満了に伴う参議院議員通常選挙が執行されます。(投票日は、7月21日(土)が想定されていますが、変更される場合があります。)

■投票できる方

◇選挙の当日に満18歳以上の日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項(公民権停止)に該当しない方

◇基準日(公示日の前日)の3か月前以降に本市へ住民登録した方は、本市では投票できませんので、転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇基準日が近づいてから、市間で転居の届出をした方は、前の住所地の投票所で投票していただく場合があります。(投票所入場券の投票所欄をご覧ください。)

■投票所入場券

投票所入場券(3名連記)は、公示日頃に各世帯へ郵送します。投票の際は、切り離して各自で投票所へお持ちください。入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所でお申し出ください。

■選挙公報

候補者の名前や政党等の名称、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各戸へお届けします。それまでに届かない場合は、ご連絡ください。

■投票所ですること

選挙区と比例代表の2種類の投票用紙がありますので、よく確かめて投票してください。

◇選挙区選出議員選挙(投票用紙はクリーム色で黒色印刷)

候補者一名の氏名を書いてください。

◇比例代表選出議員選挙(投票用紙は白色で黒色印刷)

候補者名簿に記載された候補者一名の氏名又は政党等の名称一つを書いてください。

■投票所閉鎖時刻の変更

次の投票所は、閉鎖時刻が16時となりますので、ご注意ください。

◇大塔第2投票区 五味会館

◇大塔第6投票区 木守会館

■投票所の変更

次の投票所を変更していた方は、投票所が変更されますので、ご注意ください。

◇田辺第13投票区 大坊会館↓大坊小学校多目的ホール

◇大塔第9投票区 和田集会所

高等学校等通学(下宿・寮)費を助成します

問合せ 下記参照



① 次の全てを満たす保護者の方

◇市に居住し、市の住民基本台帳に記録されていること

◇扶養家族で助成金の対象となる満20歳以下の高校生等の通学費又は下宿費・寮費を月額1万2000円以上(寮費の場合は食費を含む。負担していること)

◇御坊市以南の高等学校等(修業年限が2年以上の学校)に公共交通機関を利用して通学し、又は下宿(入寮)する高校生等(入学した日から3年以内)の保護者であること

◇市税(国民健康保険税を含む。)を完納していること

◇保護者の年間所得が、基準金額以下であること

※基準額については下記へお問い合わせください。

■助成金の額

通学費、下宿(寮)費助成金はいずれか一つしか受給できません。

◇通学費助成

月額交通費×3分の1(月額1万円・年間10か月分を限度)

◇下宿費・寮費助成

月額下宿費又は寮費から食費相当分を除いた額×3分の1(月額5000円・年間10か月分を限度)

7月1日(土)30日(土)に左記へ、申請書・在学証明書・所得証明書(平成30年分)・市税完納証明書を直接お持ちいただくか、郵送してください。申請書及び下宿(入寮)証明書は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

※下宿(寮)費申請の方は、下宿(入寮)証明書も必要です。また、所得証明書・市税完納証明書は、保護者の人数分が必要です。

◇教育総務課 庶務係

〒646-0028

高雄一丁目23-1

0739(26)9941

http://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/index.html

◇龍神教育事務所

0739(78)0301

◇中辺路教育事務所

0739(64)0504

◇大塔教育事務所

0739(48)0212

◇本宮教育事務所

0735(42)1164

↓下川上集会所

■期日前投票

投票日当日に投票できない見込みの方は、期日前投票制度をご利用ください。「宣誓書」に当日選挙に行けない理由等を記入していただいた後、投票ができます。

◇期間 公示日の翌日～投票日の前日(投票日が7月21日の場合は、公示日の翌日～7月20日)

◇時間 8時30分～20時

◇場所 本庁舎・各行政局

◇持ち物 投票所入場券(なくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。)

■不在者投票

出張や学業、用務で他市区町村へ長期滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票をすることが出来ます。また、不在者投票のできる指定病院・施設に入院・入所しており、不在者投票事由に該当する方は、その施設で不在者投票をすることが出来ます。病院・施設又は上記へお問い合わせください。

■郵便等による不在者投票

次の①～③に該当する方で投票の意思のある方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

ます。これには「郵便等投票証明書」が必要ですので、事前に上記へ交付申請をしてください。

①身体障害者手帳を持っている両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級の方と心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の方、また免疫・肝臓の障害が1級～3級の方

②戦傷病者手帳を持っている両下肢・体幹の障害が特別項症、第2項症の方と内臓機能の障害が特別項症、第3項症の方

③介護保険の被保険者証で要介護5の方

◇方法 投票日の4日前の17時までに投票用紙等を上記まで請求してください。

■代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により字が書けない方は代理投票、目の不自由な方は点字で投票することが出来ます。

また、前記の郵便等による不在者投票の該当者で、更に上肢又は視覚の障害が1級の方は、郵便等による不在者投票でも選挙管理委員会に届けた代理記載人が本人に代わって投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



■平成31年度の保険料額を7月中旬頃にお知らせします

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携、協力して運営しています。本制度には、75歳以上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。本制度に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担分を除いた分は、公費が約5割、現役世代の支援が約4割、残り約1割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担しています。

■保険料の算定方法

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

■所得の低い方の保険料軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます。今年度からは、本来の制度で7割としている軽減割合に、さらに上乗せをしている特例措置が段階的に見直されます。

また、5割・2割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、

■平成31年度の保険料率等（年間）

均等割額	4万5,812円
所得割額	(平成30年中の総所得金額等－33万円【基礎控除額】)×8.80%
限度額	62万円

※保険料率は和歌山県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

■均等割額の軽減【平成31年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（平成30年中）の合計額		軽減割合
33万円以下の世帯		8.5割
	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他所得がない場合	8割
33万円＋（28万円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		5割
33万円＋（51万円×当該世帯に属する被保険者数）以下の世帯		2割

※軽減判定の際、65歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）の方は、公的年金所得から15万円が控除されます。

総所得金額等が不明の場合は、軽減が適用されません。

■職場の健康保険等の被扶養者だった方の保険料軽減

資格を得た日の前日に、被用者保険の被扶養者だった方は、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

■保険料の納付方法

納付方法は、受給している年金額等によって異なります。

特別徴収（年金天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額がその年金額の2分の1を超えない方は、原則として特別徴収となります。ただし、お申出により口座振替を選択することができますので、ご希望の方は、上記へお問い合わせください。

なお、特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方は、特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替）となります。

■保険料の減免制度

罹災や、世帯主の失業による所得の激減等、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合には、保険料の徴収猶予や減免制度がありますので、上記へご相談ください。

後期高齢者医療制度の保険証の色が「みず色」から「うすいオレンジ色」に変わります

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7月31日㊦が有効期限となっています。新しい保険証は、7月初旬頃から順次、簡易書留郵便により送付します。（お手元に届いたときから使用できます。）

※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。

※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。

問 保険課 医療係
☎ 0739（26）9926

ねりんピック紀の国わかやま 2019 田辺市大会運営ボランティアを募集します

問合せ 下記参照



ねりんピック紀の国わかやま2019（第32回全国健康福祉祭和歌山大会）に全国から参加する選手、監督等をおもてなしの心で温かく迎えようと、大会の円滑な運営を図るため、大会運営ボランティアを募集します。みんなで作り上げ、素晴らしい大会となるように、大会を支えるボランティアとして参加してみませんか。

☑ 受付・会場案内、休憩所・弁当配布、環境美化等

※原則、市内に在住又は通勤・通学している、平成19年4月1日以前に生まれた方

※申込み時点で18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

※グループ・団体での申込みも可能です。

☑ 80名程度「先着」

☑ 7月16日㊦～8月16日㊦「消印」に申込書に必要事項をご記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールでお申し込みください。ただし、保護者の同意（押印）が必要な場合は、直接又は郵送のみとします。

申込書は下記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。



■申込書配布場所

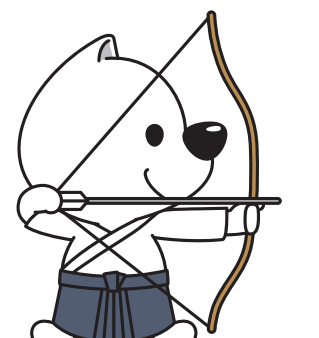
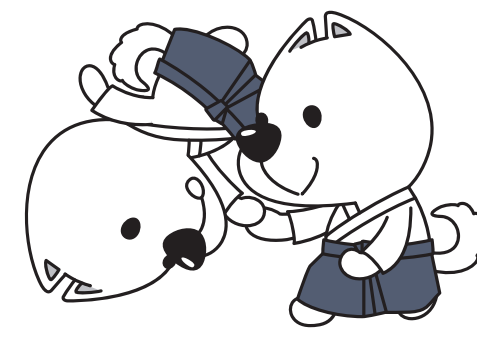
本庁舎2階（受付）・市民総合センター（やすらぎ対策課、ねりんピック推進室）・各行政局住民福祉課（27ページ参照）等

☑ ねりんピック紀の国わかやま2019 田辺市実行委員会（ねりんピック推進室）
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎ 0739（33）7856
FAX 0739（33）7493
✉ nerinpicks@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/nerin/

■活動期間・活動場所

種目	活動期間（活動場所）
弓道・合気道 合同開始式	11月9日㊦（紀南文化会館）
弓道	11月10日㊦～11日㊦（市立弓道場）
サッカー	11月10日㊦～11日㊦（田辺スポーツパーク）
合気道	11月10日㊦（紀南文化会館）

※弓道の選手控所を田辺スポーツパーク体育館に設ける予定ですので、そちらでの活動をお願いする場合があります。





国民健康保険税・介護保険料について

問合せ 保険課 保険税係・収納係 ☎ 0739-26-9965

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、都道府県が主体となって運営され、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■平成31年度の保険税

今年度は、和歌山県内の一人当たり医療費の増加などにより、やむなく、国保の税率を改定することになりました。下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

■所得の低い方の保険税軽減

世帯の被保険者及び世帯主の

介護保険料のお知らせ

■平成31年度の介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための制度です。保険料や税金を財源とすることにより、費用の一部を

総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度は、2割・5割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

7割軽減基準額	5割軽減基準額	2割軽減基準額
33万円以下の世帯	33万円＋28万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下	33万円＋51万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇止め等による離職をされた方で失業等給付を受ける方は、保険税が軽減される場合があります。

雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・31・32・33・34に該当の方

※高年齢受給資格者及び特別受給資格者の方は対象外です。

■軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証の離職理由、申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

負担するだけで、様々な介護サービスを受けることができます。

介護保険制度の運営に必要な費用のうち、50%が公費負担され残りの50%が第1号被保険者保険料（65歳以上の方、23%）及び第2号被保険者保険料（40～64歳の方、27%）で賄われています。

介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支

平成31年度の税額表

保険税の年間税額は、世帯で算定した医療保険分、後期高齢者支援金等と介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険分の3項目の合算額となります。

各項目の課税額は、所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、1世帯当たりの平等割額の合算額です。各項目には、それぞれ課税の上限（課税限度額）が設定されています。今年度の課税限度額は、地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分が61万円に引き上げられます。後期高齢者支援金等及び介護保険分は昨年と同額（後期高齢者支援金等は19万円、介護保険分は16万円）です。

■医療保険分（国保加入全世帯）				課税限度額 61 万円（年額）		
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額(33 万円)】× 5.7%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 (土地及び家屋に係る分)】× 31.8%	+	均等割額 【世帯の被保険者数】 × 2 万 3,300 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 2 万 500 円
■後期高齢者支援金等（国保加入全世帯）				課税限度額 19 万円（年額）		
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額(33 万円)】× 2.0%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 (土地及び家屋に係る分)】× 8.2%	+	均等割額 【世帯の被保険者数】 × 8,100 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 6,800 円
■介護保険分（40 歳以上 65 歳未満の方（介護保険第 2 号被保険者）のいる世帯）				課税限度額 16 万円（年額）		
※介護保険第 2 号被保険者の総所得金額等・固定資産税額・被保険者数						
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額(33 万円)】× 1.7%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 (土地及び家屋に係る分)】× 8.9%	+	均等割額 【世帯の介護保険 第 2 号被保険者数】 × 1 万 1,500 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 6,100 円

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対する遅延利息として徴収するものです。これは、納期内に納付した方の利益を尊重し、また、納期内の自主納付を促進して、納付秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付は口座振替で

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。納付の度に金融機関へ行く必要がなく、納め忘れがありません。

口座振替のお申込みは、預貯金口座をお持ちの金融機関で、備付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。お申込みには、預貯金通帳・印鑑・納付書が必要です。納期は、令和元年7月～令和2年3月の毎月（全9回）です。

保険税（料）の納付に関するご相談は、保険課収納係（14ページ参照）へご相談ください。

■年度表記について

賦課年度が平成31年度となっていますが、法律上の効果は変わることはありません。

■平成31年度介護保険料額

保険料段階	保険料額（年間）	対象となる方	
1段階	2万 9,600円	本人が市民税非課税 同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方 平成30年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
2段階	4万 9,300円		平成30年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
3段階	5万 7,200円		平成30年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
4段階	7万 1,000円	同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	平成30年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
5段階	7万 8,800円		平成30年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
6段階	9万 4,600円	本人が市民税課税	平成30年中の合計所得金額が120万円未満の方
7段階	10万 2,500円		平成30年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
8段階	11万 8,300円		平成30年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
9段階	13万 4,000円		平成30年中の合計所得金額が300万円以上の方

納期限後納付には、督促手数料・延滞金がかかります

保険税（料）は、納期限までに納付してください。

督促状は、納期限後20日以内に発送します。督促手数料は督促状1通につき80円です。

第32回熊野古道清姫まつりを開催します

問合せ 中辺路町観光協会（熊野古道館内）☎ 0739-64-1470



回 7月27日④
回 18時～ ※小雨決行
予備日 7月28日④
場 中辺路町真砂（河原）
因 神こもる熊野の聖地「中辺路」。平安の昔より「蟻の熊野詣」と言われるほど、多くの人が熊野をめざしました。
 熊野詣と関わりが深く、中辺路に古くから伝わる「清姫」の伝説が今年も夏の夜によりがえります。
 終盤は、清姫情炎（天空より火炎が飛来）から柱松へと続き、最後は富田川の水面を照らして熊野

三千六百峰に響き渡る打ち上げ花火です。他にもステージイベントや特産品販売があります。
 皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。
■駐車場について
 今年度は昨年度の台風災害により、駐車場は真砂河川敷にはありません。中辺路若もの広場と中辺路中学校グラウンドをご利用ください。中辺路若もの広場と中辺路中学校グラウンドからは、会場まで臨時バスによるピストン輸送を行います。

第33回弁慶まつりの参加者を募集します

問合せ 下記参照



演劇弁慶伝説 出演者&スタッフ大募集！

回 10月4日④・5日④（雨天翌日順延）の当日参加、8月からの芝居の練習に参加できる方
・弁慶役 身長175cm以上、満18歳以上（高校生不可）の男性1名。副賞賞金は10万円。
・玉虫役 満18歳以上（高校生不可）の女性1名。副賞賞金は5万円。
その他 満16歳以上の方。（ただし小玉虫役・鬼若役は小学生を想定しています。）
 ※主な配役は湛増（弁慶の父）・源義経・山賊・家臣・侍女等
 ※演劇経験、在住の地域、自薦・他薦は問いません。
◇スタッフ
 当日参加、事前の準備作業、打合せ会議（主に平日の夜）に参加できる方
回 7月16日④までに住所・氏名・生年月日・身長・職業（学校名）・電話番号を明記の上、下記へ直接お持

ちいただくか、郵送又はFAXでお申し込みください。
回 弁慶まつり実行委員会（田辺商工会議所内）
 〒646-0033
 新屋敷町1
 ☎ 0739（22）5064
 ☎ 0739（25）2783
弁慶ゲタ踊り参加者募集！
回 10月5日④（雨天翌日順延）
場 田辺大通り
回 7月26日④17時までに左記へ電話でお申し込みください。
 ※少人数でも参加できますが、団体でお申し込みください。また、個人で参加をご希望の方は当日の参加を受け付けています。
■その他 なたでも参加できる練習会は9月下旬頃に開催予定です。
 観光振興課 地域観光係
 ☎ 0739（26）9929

第28回大塔地球元気村 2019 を開催します

問合せ 下記参照



回 8月11日④（荒天の場合、下記へお問い合わせください。）
回 9時～21時頃
場 大塔水辺の楽校等
因 ◇午前 カヌー試乗や木工など各種体験教室（要予約）
 ◇午後 アマチュアバンドの演奏、鮎つかみどり体験（中学生以下が対象）
 ◇夜 ステージイベント、よさこい踊り、シンポジウ

ム、大塔花火大会
回 各種体験教室「先着」は、7月17日④・26日④に左記へ電話でお申し込みください。
 詳しくは、プログラム冊子又はホームページをご覧ください。
 大塔地球元気村実行委員会（大塔行政局 産業建設課内）
 ☎ 0739（48）0301
 □ <http://www.aikis.or.jp/~otomura/>

田辺扇ヶ浜海水浴場がオープンします

問合せ 観光振興課 地域観光係 ☎ 0739-26-9929

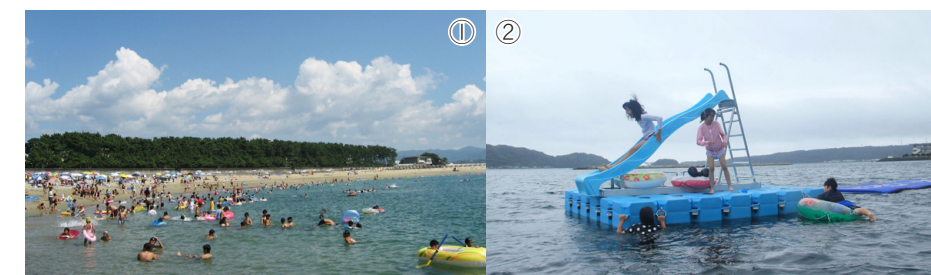


■主なイベント

開催日	イベント
7月13日④～8月18日④	海上遊具設置（水上スライダー・ターザンロープ）
7月13日④～10月31日④	常設スポーツコート設置（ビーチバレー・ビーチサッカー・ビーチテニス）
7月21日④	ビーチバレーボールフェスタ
8月10日④	扇ヶ浜まつり
8月18日④	ビーチサッカー大会

回 7月1日④～8月31日④
■設備 男女別更衣室・ロッカー・トイレ・シャワー（無料）・温水シャワー（3分間100円）
■駐車場 約400台
 ※最初の1時間は無料。以降1時間ごとに100円
■レンタル品（有料） ビー

①扇ヶ浜海水浴場 ②海上遊具



チパラソル・ライフジャケット・浮き輪・スタンドアップパドル
■海の家
 ◇屋の部 10時～17時
 ◇夜の部 要予約
 ※イベント内容、海の家のお休等について、詳しくはお問い合わせください。

世界遺産登録 15 周年記念展「描かれた滝」を開催します

問合せ 市立美術館 (☎ 0739-24-3770)

回 7月6日(土)～9月23日(月)
※市立美術館では、会期中に一部展示替えを行います。
◇前期 7月6日(土)～8月18日(日)
◇後期 8月20日(火)～9月23日(月)
※10時～17時(入館は16時30分まで)
※毎週(ただし7月15日(祝)・8月12日(祝)・9月16日(祝)、23日(祝)は開館、7月16日(火)、8月13日(火)、9月17日(火)開館)
※市立美術館、熊野古道なかへち美術館
※「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコの世界遺産に登録されて15周年を迎えることを記念して、当地熊野の象徴ともいえる「滝」の表現をテーマにした展覧会を開催します。
※市立美術館 400円(320円)
◇熊野古道なかへち美術館 300円(240円)
※(一)内は20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は無料です。その他観覧料の減額や免除の制度もありますので、



▲裨田一穂《補陀洛那智》1987年 個人蔵(熊野古道なかへち美術館で展示)

お問い合わせください。
【記念コンサート】
回 8月3日(土) 19時～
※市立美術館「エントランスホール」
■出演
◇ピアノ 小松正史氏(作曲家・京都精華大学教授)
※小学生以上
定 80名(先着)
※7月13日(土)10時から上記へ電話でお申し込みください。
【展示解説会】
回 ①7月20日(土)、9月7日(土)
②7月27日(土)、9月14日(土) 14時～
※市立美術館
②熊野古道なかへち美術館
※学芸員による展示解説会

宝くじ文化公演 元気になる！オーケストラコンサートを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)

回 9月28日(土)
※14時開演(13時30開場)
※紀南文化会館「大ホール」
■出演
吉田正記念オーケストラ
◇指揮 大沢可直氏
■プログラム
◇映画音楽「シエルブルーの雨傘」「男と女」「白い恋人たち」「クワイ河マーチ」「史上最大の作戦」
◇石原裕次郎ヒットメドレー「俺は待っているぜ」「狂った果実」「赤いハンカチ」「あじさいの歌」
◇吉田正メロディ「いつでも夢を」「有楽町で逢いましょう」「異国の丘」他
※曲目など変更になる場合があります。
※一般 1500円(前売り) 2000円(当日)
◇学生(高校生以下) 1000円(前売り) 1500円(当日)
※宝くじの助成により、特別料金になっています。
■チケット発売所
紀南文化会館・文化振興課(市民総合センター3階)・龍神市民センター・中辺路

▶吉田正記念オーケストラ
▼指揮者 大沢可直氏



コミュニティセンター・大塔総合文化会館・本宮教育事務所
■託児所開設
ご希望の方は、9月10日(火)までにお申し込みください。
◇託児料 1000円

ニュー・イヤー ガラコンサート 2020 の出演者を募集します

問合せ 下記参照

回 令和2年1月12日(日)
※14時開演
※紀南文化会館「小ホール」
◇第1部 新人コンサート 第2部 ガラコンサート
※500円(自由席)
【募集要項(新人コンサート)】
■募集対象
器楽(連弾・アンサンブルを含む)、声楽(デュエット等を含む)、作曲、電子オルガン(エレクトーン)
■応募資格
◇紀南地方(田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町)在住、出身の声楽又は器楽奏者、作曲家
※グループの場合は、紀南出身・在住者を最低1名を含めてください。
◇対象年齢は、申込み時18～30歳
回 8月22日(土)「必着」までに、応募用紙に略歴などを記載の上、本人が演奏した音源又は動画を添えて、下記へ直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募用紙は下記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

※音声及び動画はCD又はDVD、SDカード、USBメモリーに収録し、音声及び動画のファイル形式を明記してください。編曲許可を要する楽曲を選択する場合は、本人の責任で必要な編曲許可手続を行ってください。
出演は、選考委員(紀南地方の音楽関係者により構成)の審査で決定します。出演者発表は9月18日(水)を予定しています。
■応募用紙配布場所
紀南文化会館、文化振興課(市民総合センター3階)、龍神市民センター、中辺路コミュニティセンター、大塔総合文化会館、本宮教育事務所
■その他
旅費・宿泊・衣装などは自己負担となります。
問 文化振興課 文化振興係
〒646-0028
高雄1丁目23-1
☎ 0739(26)9943
http://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/index.html

第3回わかやまりレーマラソン～パンダ RUN～参加者を募集します

問合せ スポーツ振興課 市民スポーツ係 (☎ 0739-25-2531)

回 10月20日(日)(小雨決行、荒天時中止)
※受付8時～
※田辺スポーツパーク
■部門
①ファミリーマラソン(1.5km)
※年齢制限なし
②ハーフリレーマラソン(21km)
※小学生以上
③フルリレーマラソン(42.195km)
※小学生以上
■チーム編成
①制限なし(先着1000名)
②③1チーム4名以上10名以内(各部門先着200チーム)
※(小学生の部は7名以上14名以内)
※①無料
②③小・中学生は一人1000円、高校生以上は一人2000円
回 9月10日(火)までに次の方法でお申し込みください。
※郵便振替のみ9月2日(日)締切です。
◇エントリーサイト
チーム代表者が一括して

エントリーサイトの専用ページからお申し込みください。
①モシコム
http://moshicom.com/28556
②③ランネット
http://runnet.jp
◇大会チラシ添付の郵便振替
チーム代表者が一括して振替取扱票にご記入の上、郵便局にてお支払いください。(ハーフ・フルリレーマラソンのみ)
◇FAX申込み
チーム代表者が一括してFAX申込用紙にご記入の上、記載のFAX番号に送信してください。
その他、詳しくはわかやまりレーマラソンホームページをご確認ください。
http://pandarun.jp



田辺市文化賞受賞候補者を募集します

市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、市の文化の発展に貢献された方々に本賞をお贈りし、その功績をたたえています。

次の要領で、受賞候補者を広く市民の皆さんからも募集します。

函市内在住の方又は市出身者、若しくは市に在住したことのある個人で、市の文化（学術・芸術・体育・生活文化等）の発展に貢献した方※ただし、推薦は他薦に限りません。

■受賞者の決定 田辺市文化賞推薦委員会が審議を行い、その答申に基づき市長が決定します。

期7月1日⑨～31日⑩「必着」に所定の推薦書類に必要な事項を記入し、左記へ郵送又は直接提出してください。提出いただいた推薦書類は、返却しません。なお、推薦書類は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。詳しくは、左記へお問い合わせください。

関係書類係（本庁舎3階）
〒646-8545 新屋敷町1
0739（26）9910
http://www.city.tanabe.lg.jp/nisho/index.html

第66回田辺市美術展覧会の開催と出展作品募集について

回①第1期 10月4日⑨～6日⑩
洋画・写真・工芸の部
※招待出品 日本画・工芸

第2期 10月11日⑨～13日⑩
書・彫塑・生花の部

期9時～19時（各期最終日は17時まで）

場紀南文化会館「展示ホール」「小ホール」「研修室」

■募集作品 洋画・写真・工芸・書・彫塑・生花

函市及びその周辺に住所又は本籍を置く方、又は通勤・通学されている方、並びに市出身者（中学生以下は除く）。

期応募希望者は、作品1点につき500円（高校生は無料）と出品票を添えて、次の日時に紀南文化会館各受付会場へ直接お持ち込みください。開催要項、出品票等は下記又は市役所本庁玄関受付、各行政局住民福祉課（27ページ参照）等で配布しています。

◇洋画 9月30日⑨9時～17時に1階「展示ホール」
◇写真 9月30日⑨9時～17時に4階「小ホール」
◇工芸 9月30日⑨9時～17時に4階「小ホール」

市営住宅の入居者を募集します

■募集住宅

◇旧田辺市（各1戸）

《内之浦》内之浦4

《芳養松原》いちご「母子」

■語句説明

「母子」20歳未満の児童を扶養し、同居している母子世帯を対象に募集する住宅で、入居後、その児童が20歳を迎えるまでに退去していただきます。

■間取り・家賃等 住宅や所得により異なります。

期7月1日⑨～19日⑩「消印」までに、左記へ郵送でお申し込みください。申込用紙は、左記又は各行政局産業建設課（27ページ参照）で配布しています。

■その他 応募者多数の場合は抽選で決定します。抽選は7月26日⑩10時～、本庁舎4階「第一委員会室」で行います。

なお、募集団地等を変更する場合があります。

■随時募集住宅「先着」
◇龍神行政局管内 1戸
◇中辺路行政局管内 6戸
◇大塔行政局管内 7戸
関係課市営住宅係（社会福祉センター1階）

◇書 10月7日⑨9時～17時に1階「展示ホール」

◇彫塑 10月7日⑨9時～17時に4階「展示ホール」

◇生花 10月10日⑩8時40分～9時に4階「小ホール」

※「生花」の応募希望者は、9月6日⑩「消印」までに、はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、格花、盛花の別をご記入の上、左記へお申し込みください。ただし、45名を超えた場合、抽選となります。

生花の活け込みは、10月10日⑩9時～12時となります。

関係文化振興課文化振興係（市民総合センター3階）

〒646-0028
高雄一丁目23-1

0739（26）9943



▲昨年の様子

「おやこの食育教室」の参加者を募集します

期7月27日⑩ 10時～13時頃
場市民総合センター4階「料理実習室」

◇調理実習と食事会

おうちの方やお友達と一緒に料理したり、食べたりする楽しさ、大切さを感じてみませんか？

期年長～小学6年生までとその保護者（市に住民票のある方）

定15組「先着」

期親子で300円（子供2人目からは1人につき150円）

関係上靴・エプロン・三角巾・マスク・手拭き1枚・布巾1枚・筆記用具
期7月11日⑩から左記へ電話でお申し込みください。

関係健康増進課健康管理係

0739（26）4901



※申込みに当たっての注意事項がありますので、詳しくは左記へお問い合わせください。

期7月17日⑩～31日⑩「必着」に申込書に必要な事項を記入・押印の上、左記へ提出してください。申込書は、左記及び各行政局住民福祉課（27ページ参照）で配布しています。

■墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

同一区画に申込者が2名以上の場合は、公開抽選により決定し、抽選結果は当選者のみ通知します。また、1名の補欠者を決定しておきますので、当選者に辞退がある場合は、繰り上げて当選者とします。

◇公開抽選 8月19日⑩14時～
◇抽選会場 本庁舎3階「第一会議室」

■その他 10月から、応募がなかった区画を対象に二次募集を行う予定です。詳細は、広報田辺等で改めてお知らせします。

関係環境課環境対策係（本庁舎2階）
〒646-8545 新屋敷町1
0739（26）9927



▲昨年の様子

短料理教室を開催します
期8月29日⑩ 10時～13時（受付は9時30分）
場芳養公民館2階「調理実習室」
◇体力的な理由や日常の忙しさから調理の時間が短くなってきたという方たちに、非常時にも役立つ缶詰を使って短時間でできる料理を紹介します。簡単に栄養バランスのとれる知識を学びませんか。
期市に住民票のある65歳以上の方
定12名「先着」
期500円
関係エプロン・三角巾・手拭き・マスク・上靴（滑りにくい物）・筆記用具
期7月11日⑩～31日⑩に左記へ電話でお申し込みください。
関係やすらぎ対策課高齢福祉係
0739（26）4910

和歌山大学南紀熊野サテライト の受講生を募集します

【令和元年度後期受講生募集】

10月～令和2年2月の^⑤夜間及び^{①②}に順次開催します。

- ^④◆大学院授業（定員各10名）
・メディアと情報技術を活用したデザイン概論
- ・グローバルゼーションの歴史と現状

- ◆学部開放授業（定員各30名程度）
・春夏秋冬の哲学
- ・地域暮らしの法律学C
- ・世界農業遺産（15～20名）
- ・熊野郷土学2B

※詳しくは、南紀熊野サテライトホームページをご覧ください。
左記へお問い合わせください。

湯立情報交流センターBig・U（熊野郷土学2B）は新宮信用金庫で実施）

■申込締切日

◆大学院授業 8月30日^⑤

◆学部開放授業 9月12日^④

和歌山大学南紀熊野サテライト

☎0739（23）3977

10時～17時（^{①②③}祝除く。）

✉ nankuma@wakayama-u.ac.jp

□ https://www.wakayama-u.ac.jp/nanki-kumano

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」に関連する「昔なつかしい写真」を探しています

先人たちが培ってきた農文化や祭り、風景など、その歴史を次の世代に継承するため、「昔なつかしい写真」を専用サイトに掲載したり、カレンダーを作成するなど、広く情報発信をしていきます。そんな写真をお持ちの方、是非お貸しください。

■募集写真 白黒・カラー・撮影年代は問いません。なお、写真は、返却します。

◆梅栽培や梅加工、製炭などの作業風景

◆伝統的な農耕祭りの様子

◆田辺市やみなべ町の懐かしい景色等

■お借りした写真の使用用途

◆世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトに掲載

◆2020年世界農業遺産「梅システム」カレンダーに掲載

◆その他、協議会作成の広報媒体

■募集期間 7月1日^①～8月20日^④

■提出先 市役所梅振興室（市役所別館2階）

☎0739（26）9959

固「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」事務局（みなべ町

うめ課内）

☎0739（33）9310

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業の追加募集をします

世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動に対して支援します。

■応募資格 田辺市及びみなべ町に活動拠点のある組織・グループ

■対象事業 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動

◆梅・炭の販売促進、商品開発、生産者育成

◆生物多様性保全活動、ミツバチの保全、里山学習、ジビエ活用

◆加工技術や栽培技術等の伝承、梅・炭文化等の伝承

◆産業観光の推進、観光素材の発掘、他の認定地域との交流等

■事業実施期間 補助金交付決定日～令和2年2月29日

■募集期間 7月22日^①～8月9日^⑤17時「必着」

■提出書類 補助金交付申請書・事業計画書・収支予算書・団体概要調書・誓約書等。提出書類は、

市役所梅振興室又は「みなべ・田辺の梅システム」のホームページから取得できます。

■書類提出先

市役所梅振興室（市役所別館2階）

■選考方法等 審査委員会による書類選考を行います。なお、必要に応じて、ヒアリングやプレゼンテーション等を行っていただきます。審査結果を基に、補助金交付の可否及び予算額の範囲内で補助金額を決定します。補助金は20万円を上限とし、営利目的の場合は2分の1以内で10万円を限度とします。

固「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」事務局（みなべ町

うめ課内）

☎0739（33）9310

□ https://www.giahs-minabetanabe.jp/



海上保安官募集～あなたも日本の海を守りませんか？

【海上保安学校】

■受付期間 7月16日^④～25日^④

■1次試験日 9月22日^①

【海上保安大学校】

■受付期間 8月22日^④～9月2日^①

■1次試験日 10月26日^⑤・27日^①

【共通事項】

■試験会場 和歌山市内等

令和2年3月までに高等学校卒業見込みの方等

①インターネットでお申し込みください。

□ https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/top.html

固田辺海上保安部管理課

☎0739（22）2002

自衛官・警察官・刑務官・海上保安官の募集説明会を開催します

固7月7日^① 13時～16時30分
場となる2階「大会議室」

■説明種目

◆自衛官 自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生

◆警察官（和歌山県警） 警察官A・B

◆刑務官 刑務A・B、刑務A・

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は、公費での風しん予防接種の機会がなかったため、追加対策が開始されます。

■実施方法 風しんの抗体検査を実施し、十分な抗体価がない（陰性）と判断された場合、予防接種を1回接種できます。

固市に住民票がある方で昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性



風しん予防接種の追加対策をします

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は、公費での風しん予防接種の機会がなかったため、追加対策が開始されます。

■実施方法 風しんの抗体検査を実施し、十分な抗体価がない（陰性）と判断された場合、予防接種を1回接種できます。

固市に住民票がある方で昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性

■実施に必要な物

◆市が発行したクーポン券（※）

◆本人確認書類（保険証や運転免許証など現住所を確認できるもの）

◆予防接種実施の場合は風しん抗体検査の結果票

※クーポン券は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に発送します。昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性で検査を希望される場合は、左記又は各行政局（27ページ参照）で発行します。

■実施期間

令和4年3月31日まで

■実施場所 ①指定医療機関、②市が実施する健診、③事業所健診

※②③の会場では予防接種は受けることができません。

※指定医療機関は全国にあります。全国の実施場所は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

□ https://www.mhlw.go.jp/index.html

固健康増進課 健康管理係

☎0739（26）4901

集団検診を受けて、健康づくり に活かそう！

固①検診1 8月24日^⑤・25日^①、9月8日^①・25日^④・10月5日^⑤・

30日^④、令和2年1月25日^⑤・26日^①

②検診2 9月9日^①・10月6日^①・31日^④、令和2年1月31日^⑤

固7時30分～9時30分

場市民総合センター1階

固①特定健康診査（40歳以上の田辺市国民健康保険の被保険者のみ）、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・肝炎ウイルスの各検診

②①の胃がん検診を除いた内容

※特定健康診査の項目 問診、診察、血圧測定、心電図検査、尿検査（尿蛋白・尿糖・尿潜血）、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）血液検査（脂質・血糖・肝機能・腎機能・脾機能・痛風・貧血）

固事前に申込みが必要です。定員になり次第受付を締め切りますので、申込みは早めにお願います。

また、受診の際には各受診券又はクーポン券（子宮頸がん・乳がんの対象者）が必要です。紛失された場合は、再発行できます。

固対象や自己負担金等については、左記へお問い合わせください。

固健康増進課 健康管理係

☎0739（26）4901

住民税非課税者へ田辺市プレミアム付商品券事業のご案内を送付します

7月中旬から、今年度住民税が非課税の方に、田辺市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書等（以下「申請書」）を送付します。

ご希望の方は、申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により、申請をしてください。

申請の受付後、審査を行い、対象者には9月上旬から田辺市プレミアム付商品券購入引換券（以下「購入引換券」）を送付します。

田辺市プレミアム付商品券の購入は、購入引換券及び公的証明書（運転免許証及びマイナンバーカード等）をお持ちの上、商品券販売場所（決定次第お知らせします。）でご購入ください。

なお、子育て世帯は、申請の必要はなく、9月上旬から順次購入引換券を送付します。

■購入引換券交付申請

11月29日（金）まで

■商品券販売期間

10月1日（火）～令和2年2月29日（土）（利用は令和2年3月31日（火）まで）

■商品券が使用できる店舗

◇ホームページ等に掲載します。

◇申請書及び購入引換券の送付時に加盟店一覧表を同封しますの

で、ご確認ください。

【参加店の募集】

参加店舗（プレミアム付商品券を利用できる店舗）を、まだまだ募集しています。参加いただける事業主の皆さんは、プレミアム付商品券事業窓口までご連絡ください。

◇市民税に関する事

税務課 市民税係

☎0739（26）9920

◇事業に関する事

田辺市プレミアム付商品券事業窓口（市民総合センター2階）

☎0739（33）7492

各行政局 住民福祉課

☎27ページ参照

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/pueniamutukishouinken.html>

7月分～令和2年6月分の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付が始まります

国民年金は、20歳以上60歳未満の方（厚生年金等加入者及びその扶養となつてゐる配偶者は除く）が必ず加入し、保険料の納付をしなければなりません。未納の場合は、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受給できない場合があります。

現在の国民年金保険料は月額1万6410円ですが、経済的な

事情等により保険料の納付が困難な場合には、保険料の免除を申請することがあります。また、50歳未満の方には納付猶予の制度もあります。保険料の免除は、本人・配偶者・世帯主の全員の前年中所得がそれぞれ一定の基準額以下である方が対象です。

なお、失業された方は、離職票又はハローワーク発行の雇用保険受給資格者証等があれば、特例免除を受けられる場合があります。

■申請期間

7月1日（日）～

※過年度分は、原則届出日の2年1か月前まで遡つて申請できます。

◇市民課 庶務年金係

☎0739（26）9925

◇田辺年金事務所 国民年金課

☎0739（24）0432

新しい国民健康保険高齢受給者証を送付します

◇70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」は、7月31日（金）が有効期限となっています。8月1日（土）からご使用いただく新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

高齢受給者証には自己負担割合を示していますので、医療機関等で受診する際には、保険証と一緒に

森林の立木を伐採しようとするときは届出等が必要です

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出・許可申請等が必要です。なお、1ha（1万㎡）を超える森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。

■普通林の場合

◇届出対象

届出の対象となる森林は、和歌山県が策定する地域森林計画区域内に位置する森林です。伐採する森林が地域森林計画区域に該当しているか確認するには、下記へお問い合わせください。

◇届出期日と提出先

伐採開始の90～30日前までに市町村への届出が必要です。

◇届出ることなく伐採を行った際100万円以下の罰金が科せられることがあります。

■保安林の場合

◇届出・許可申請の期日と提出先
・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要です。

・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要です。
・間伐又は人工林の択伐は、伐採する90～20日前までに市町村への

に窓口にて提示してください。なお、自己負担割合は、平成30年中の所得等により変更になる場合があります。

※有効期限切れの高齢受給者証は、8月1日（土）以降に返却又は裁断処分してください。

◇保険課 庶務係

☎0739（26）9924

一般競争入札により市有地を売却します

◇8月26日（日）13時30分～

◇受付期間 7月10日（水）～8月19日（日）

◇本庁舎3階「第一会議室」

■売却市有地

◇龍神村西字大屋口139番7

◇宅地 215.77㎡（土地・

旧市営住宅建物）

■最低落札価格 100万円

入札参加申込書は左記又は各行政局総務課（27ページ参照）で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

◇契約課 契約管財係（本庁舎3階）

☎0739（26）9964

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html>

届出が必要です。

◇無届・無許可で伐採を行った際150万円以下の罰金が科せられることがあります。

◇山村林業課 山村振興係（大塔行政局2階）

☎0739（48）0303

◇和歌山県林業振興課

☎073（441）2960

◇西牟婁振興局林務課

☎0739（26）7911

戦争の悲惨さ、忘れないために

原爆が投下された広島市と長崎市では、それぞれ毎年8月6日8時15分、8月9日11時2分に、原爆の犠牲となり亡くなられた方々のご冥福と世界の恒久平和の実現を祈念して、平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげることになっています。

私たちもこの趣旨に賛同し、それぞれの家庭・職場・地域で、黙とうをささげましょう。

◇総務課 庶務係

☎0739（26）9916

物品入札参加者等追加登録の受付をします

◇市が発注する物品（食料品を除く）及び役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査等）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。

■登録の有効期間

10月1日～令和4年3月31日

◇8月1日（土）～31日（土）「消印」（窓口での受付は8月30日（金）まで）に必要書類を左記へ直接お持ちいただくか、郵送してください。必要書類は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

なお、要項は契約課へお越しいただくかホームページをご覧ください。郵送を希望の場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。

◇契約課 契約管財係（本庁舎3階）

☎0739（26）9964

◇各行政局 総務課

☎27ページ参照

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html>

税制面で大きな優遇 農業者年金に加入しましょう！

昨年度は、多くの方（加入者数35名、全国3位）にご加入いただきました。加入資格のある方で、まだ加入されていない方は、是非ご検討ください。

■農業者の方なら誰でも加入可能
左記の全てを満たす方

◇国民年金第1号被保険者

◇年間60日以上農業に従事する方

◇20歳以上60歳未満

■保険料の額は自由に設定でき、いつでも見直し可能

月額2万円～6万7000円の間で千円単位

■税制面で大きな優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る年金は、公的年金等控除が適用されます。

■少子高齢時代に強い年金

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

■終身年金としても

80歳までにお亡くなりになられた場合、死亡一時金が遺族の方に支給されます。

■保険料の国庫補助を受けられる
認定農業者など、一定の条件を満たす必要があります。

■農業委員会事務局

☎0739（26）9946

◇JA紀南

☎0739（23）3450

ダム情報や発電所の運転予定をフリーダイヤルでお知らせします

新宮川水系の各ダム（池原ダム・七色ダム・小森ダム・風屋ダム・二津野ダム）の放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転予定について、24時間フリーダイヤル（無料）にてお知らせしています。お気軽にご利用ください。

なお、フリーダイヤルが集中し、掛かりにくくなることがありますので、その場合は、しばらくしてからお掛け直してください。

■新宮川水系各ダム情報

☎0120（30）2425

■小森発電所・十津川第二発電所運転予定

☎0120（20）1914

（携帯電話・自動車電話からも通話できます。）

■電源開発株式会社 西日本支店

十津川電力所

☎0735（47）2019

きれいで豊かな水環境保全のために

【田辺市浄化槽設置整備事業費補助金】

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽の設置について補助します。

■補助金額 浄化槽の設置に要した費用を補助します。ただし、左表の上限額があります。

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2千円	38万円
7人槽	41万4千円	46万2千円
10人槽	54万8千円	59万6千円

※11人槽以上については、お問い合わせください。

■補助対象

市内の下水道、集落排水等の排水処理施設の整備をしていない地域で、住宅等に浄化槽を設置する方

■単独浄化槽からの転換 単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合、撤去費用に對し9万円を上限として補助を行います。

■配管補助 今年度より、単独処

Uターン就職希望の方へUターンフェア in 田辺を開催します

日 8月10日（土） 13時～16時

場 ガーデンホテルハナヨ「アリーナ会場」（文里二丁目36-40）

■田辺地域を中心とした紀南地方の企業による合同企業説明会です。個別面談による企業内容の説明、田辺公共職業安定所による就職相談を実施します。

また、昨年度に引き続きウェブ面談も実施します。詳しくはホームページをご覧ください。

□ <http://www.aikis.or.jp/t-cci/utum/>

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910

■救急安心センター ☎＃7119

休日急患診療

場 田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

■内科、小児科系、歯科の応急診療

日 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、土18時～21時30分も診療を行っています。）

問 ☎0739-26-4909



モバイル用
ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド
「Q助」

市の人口 （令和元年5月末現在）

		前月比
男	34,638人	(-55)
女	38,910人	(-31)
計	73,548人	(-86)
世帯	35,287世帯	(-19)
出生	35人（男15女20）	



■参加予定企業 約40社
■県外に在住する和歌山県出身の大学等の新規卒業予定者、一般Uターン希望者
■商工振興課商工労政係
☎0739（26）9970
※各地域の商工会議所、商工会でも受け付けています。

広報田辺6月号の掲載記事について訂正してお詫びします

7ページの事業の読み方は次のとおりです。訂正してお詫びします。
誤…田辺新能↓正…田辺新能
■企画広報課 広聴広報係
☎0739（26）9963



親子健康カレンダー

◇**4か月児健診** 7/18 ㊦＝龍神、19 ㊤＝田辺、23 ㊧＝中辺路、30 ㊧＝田辺
◇**7か月児健診** 7/2 ㊧＝田辺、9 ㊧＝田辺、18 ㊦＝龍神、23 ㊧＝中辺路、8/2 ㊤＝田辺
◇**11か月児相談** 7/12 ㊤＝田辺、18 ㊦＝龍神、23 ㊧＝中辺路、26 ㊤＝田辺、8/9 ㊤＝田辺
◇**1歳6か月児健診** 7/4 ㊦＝田辺、17 ㊦＝本宮、24 ㊦＝田辺、8/7 ㊦＝田辺
◇**2歳児相談** 7/1 ㊦＝田辺、17 ㊦＝本宮、25 ㊦＝田辺、8/8 ㊦＝田辺
◇**3歳6か月児健診** 7/16 ㊧＝田辺、17 ㊦＝本宮、23 ㊧＝田辺、8/1 ㊦＝田辺
◇**マタニティスクール** 7/12 ㊤＝田辺、8/9 ㊤＝田辺、
◇**パパママ教室** 7/28 ㊦＝田辺
場田辺…市民総合センター、**龍神**…龍神保健センター、**中辺路**…中辺路保健センター、**大塔**…大塔健康プラザ、
本宮…本宮保健福祉総合センター
間時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧くださいか、健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 27 ページ参照）までお問い合わせください。

7月の納税等

■**固定資産税・都市計画税**…第2期分
■**市県民税 給与特別徴収**…6月徴収分
■**国民健康保険税 普通徴収**…第1期分
■**介護保険料 普通徴収**…第1期分
■**後期高齢者医療保険料 普通徴収**…第1期分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【**生涯学習センター**】
■**貸室** 10室
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）
📅令和元年10月分は8/1 ㊦から予約可
📍生涯学習課 公民館係
☎ 0739-26-4925

編集後記

▼蛍の取材に行きました！▼近年蛍が見られなくなったなと思いながら ... ▼伏菟野で久しぶりに見ることができました！▼皆さんにも是非見ていただきたいです ♪（蒼音）

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 広 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までには要予約。※7/22は先着4名）	7/ 8 ㊦（7/ 2～）・山本弁護士 7/16 ㊧（7/ 9～）・中松弁護士 7/22 ㊦（7/17～）・岡田弁護士※ 8/ 5 ㊦（7/23～）・倉谷弁護士 8/19 ㊦（8/ 6～）・木戸弁護士	14時～16時のうち、1人15分間（※7/22は14時30分～15時30分）	社会福祉センター3階「相談室」（本庁舎東隣3階） ※7/22は大塔行政局	自治振興課 市民生活係 （本庁舎3階） ☎ 0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～17時15分	右記	
行政相談	7/23 ㊧・岡本美彦	13時～15時	社会福祉センター3階「相談室」	
	7/23 ㊧・折戸富子	13時～15時	本宮行政局	
	7/24 ㊧・佐田俊知	13時30分～15時	大塔行政局	
	8/ 2 ㊤・森本篤	13時30分～15時30分	龍神行政局	
消費生活相談	㊦㊧㊦㊤・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係（本庁舎3階） ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
人権・登記・相続相談 （登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可）	①7/16 ㊧・人権擁護委員、法務局職員 ②8/ 2 ㊤・人権擁護委員、法務局職員	13時30分～15時30分 ※受付は15時まで	①本宮行政局 ②龍神行政局	法務局 田辺支局 （文里一丁目11-9） ☎ 0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8時30分～17時	生活相談センター（市民総合センター1階） ☎ 0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～17時15分	地域子育て支援センター愛あい（もとまち保育所内）☎ 0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8時30分～17時	家庭児童相談室（市民総合センター1階） ☎ 0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係（市民総合センター1階） ☎ 0739-26-9906 ※認知症については、第1 ㊧10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8時30分～17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 ◇相談専用 ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊧は助産師による相談可	8時30分～17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」（市民総合センター2階） ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9時～16時	◇相談専用 ☎ 0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所（本庁舎北隣2階） ☎ 0739-25-1511	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	①㊦～㊧ ②㊤	①9時～17時 ②9時～12時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

キャシーのたなべ冒険

押忍！



国際交流員のキャシディー・ドリスコルです。「キャシー」と呼んでください♪
このコーナーでは、私が市内を冒険して体験した様々な出来事を皆さんにお伝えします！

第11回 伝統のものづくり・まちづくり

今回、私は本宮町で和紙作り体験をしました。昔から、本宮町に住んでいた人たち、特に女性の方は、本宮の山や森にたくさん生えているコウゾの木を加工して、和紙を作っていたそうです。しかし、この伝統は今ではだんだんと途絶えていっているそうです。

自分の手で美しい和紙を作るのはとても楽しかったですし、それと同じくらい、和紙作り体験担当の淵上さんのお話が心に残りました。淵上さんは、まちづくり活動を通して本宮町の文化・伝統の保存に努めており、世界の人々に本宮町の伝統を紹介するために、この和紙作り体験を立ち上げたそうです。

田辺市は熊野古道でよく知られていますが、今回私が体験した和紙作りのように、様々な伝統があるに違いありません。淵上さんのお話を聞いて、私たちみんなで力や知識を合わせれば、田辺市の文化・伝統を保存し、日本や世界中の人々にもっと田辺市の素晴らしさを伝えられるのではないかと思います。



たなべスマイル



生まれ育った地域に
恩返しを



打越 さとみ さん

伏菟野
伏菟野きくらげ生産組合 代表

平成23年の紀伊半島水害で被災し犠牲者も出ました。被災した伏菟野の広大な土地を活用できないかと考えていたところ、きくらげは栄養価が高いことやハウス栽培で鳥獣被害がないなどの理由から事業を始めました。

一番こだわっているのは、菌床から全て国産であるということです。ここでは全国的にも珍しい白色のきくらげも栽培しています。大きな違いはありませんが、様々な料理に使うことができ、彩りとしての役割にもなります。

きくらげの旬は6月から10月で、生のきくらげを食べられるのが今の時期です。冬場は乾燥させたものを販売しています。

今後は、おつまみやご飯のお供となるような加工食品も作りたいですし、もっと多くの方にきくらげの良さを知ってもらえるような取組をしたいです。また、伏菟野の復興でたくさんの助けをいただいているので、私たちも少しでも伏菟野のためになれるよう頑張りたいですね。



青春キラリ！高校生レポーター



田辺の^{いつく}慈しみ

写真・文 神島高等学校 伏見 凜音

今回、私は神島台にある社会福祉法人真寿会真寿苑を訪ねました。真寿苑さんでは、利用者さんに安心して楽しく過ごしてもらえるよう、受容・共感・傾聴を日々意識されています。接する時の態度は、目線から体の角度まで一つ一つを大切にしています。入所しているおばあさんは、「1日1回のレクリエーションがとても楽しい」と、と柔らかな笑顔で教えてくれました。皆で桜を見に出掛けたり、田辺の豊かな自然と触れ合う機会もあるそうです。

真寿苑さんでは私は、常に人のぬくもりを感じることができました。細かな一つ一つの気遣いが、大きな温かみを生み出すのだと驚きました。できていそうで難しい、真寿苑さんのモットーである、受容・共感・傾聴の意義と大切さについて、皆さんも一度考えてみませんか。

備えて 安心！ 防災コラム



第62回 災害時の持ち出し品について

災害は、いつどんな形でやってくるかわかりません。自然災害は避けることができません。皆さんは普段から備えておくことはできます。皆さんは非常時に持ち出す食料や、生活用品は準備していますか。災害から命を守るために避難先に急いで逃げないといけないときには、とにかく「素早く」「安全に」移動することが重要です。その場合は、事前に備えている非常持ち出し品だけか、何も持たずに逃げることになります。このとき荷物が重すぎて避難が遅れたのでは、何のための事前準備かわかりません。非常持ち出し品を吟味し、非常持出袋は適度な重さにとど

めておくようにしましょう。

一方で、台風の接近時など、災害の発生が予想されるときには、早めの避難が必要となります。自主避難するときや市が発令する避難に関する情報による場合でも、避難先に「ゆっくり」余裕をもって移動できるときは、非常持ち出し品に加えて、自分や家族に不可欠な生活用品や、各々の食料を用意して避難先に持って行きましょう。

防災の基本は「自助」です。そのためには事前の備えと自分の命は自分で守る心構えをしておきましょう。



図書館へ行こう



司書のおすすめ！新着図書



わき道・より道 おくのほそ道を遊ぶ

編／望月 哲土
発行／文芸社

松尾芭蕉が、「おくのほそ道」をたどってから、今年で満三百三十年。ゆかりの地のエピソードを紹介する。



あそびうたするものよっといで

編／中脇 初枝
絵／ひろせ べに

発行／福音館書店

時代を越えて親しまれてきた遊び歌の中から人気の歌が集められている。巻末に遊び方を解説している。

ひとことコラム

7月7日は七夕の日としては、ご存じでしょうが、ポニーテールの日であることは、知っていましたか。ポニーテールは、日本語では、^{そうはつ}総髪とも呼ばれ、その由来については、平成7年に日本ポニーテール協会が、七夕の織姫がポニーテールだったとする伝説や「ゆかたの日」にちなんで定めたとされています。図書館には髪に関する図書もありますので、是非ご来館ください。(雄)

休館日

本館＝毎週⑧(祝日を除く。)、7/16④(祝日振替)、7/25⑥(整理日)

龍神分室＝第1・3④⑧、7/15⑧⑨

中辺路分室＝毎週⑧、7/15⑧⑨

大塔分室＝第1・2・3④、毎週⑧、7/15⑧⑨

本宮分室＝毎週④⑧、7/15⑧⑨

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

図 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー

★おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など(対象：4歳くらいから)

本館＝7/7・14・21・28 全⑧(11時～)

中辺路分室＝7/20④(11時～)

大塔分室＝7/27④(10時30分～)

★おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)

本館＝7/6・13・20・27 全④(11時～)

★ひよこタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)

本館＝7/17⑧(11時～)

★こぐまタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：2～3歳くらい)

本館＝7/17⑧(11時30分～)

開館時間

本館＝④～⑤ 9時30分～19時30分
⑧・⑨ 9時30分～18時

分室＝9時～17時

※龍神分室は、④～⑤ 20時まで時間延長あり。

我が家の愛ドル ～7月生まれ～



高橋 ^{あおい}葵ちゃん(3歳)

妹のお世話をしてくれる優しいお姉ちゃんです。これからも元気にすくすく大きくなってね！



中田 ^{そうじろう}奏次郎ちゃん(4歳)

そうちゃんお誕生日おめでとう(^-^)/ あっという間の4年間♡ これからもお兄ちゃんお姉ちゃんみたいにたくましく育ってね！



松葉 ^{りつき}律葵ちゃん(2歳)

2歳のお誕生日おめでとう☆ この1年すくすく成長したね！ またみんなで大好きなパンダ見に行こうね♡



湊 ^{そうや}蒼陽ちゃん(1歳)

京都市から4月に田辺市に引っ越してきました☆ いつもニコニコ これからも笑顔いっぱいすくすく成長してください♪

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント(50字まで)を添えてください。8月生まれのお子さんの締切りは、7月10日⑧です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



すくすく子育てクラブ

第71回 子供のスキンケア



健康増進課
健康管理係
谷本 あけみ

夏場は、あせもなどの皮膚トラブルが増える季節です。適切なスキンケアを行い、皮膚トラブルを防ぎましょう。

■皮膚を清潔に保つ(洗浄)

◇体の洗い方

- ・石けんはよく泡立ててから使用しましょう。
- ・手や柔らかいタオルで優しく洗いましょう。ゴシゴシこすらないようにしてください。
- ・脇の下、膝の裏など関節の部分もしっかり洗いましょう。
- ・すすぎは丁寧にしましょう。石けん成分が残ると皮膚を刺激してしまいます。

■乾燥を防ぐ(保湿)

子供の皮膚は乾燥していて、保護機能が未熟です。お子さんに合った保湿剤を選んで塗ってあげましょう。

■紫外線から守る

帽子の着用、肌を覆い通気性・吸収性のよい衣類を選ぶ、日陰で遊ばせる、必要に応じて日焼け止めを使用しましょう。

■気になるときは医療機関へ

日頃、スキンケアをしていても、皮膚が赤くなったり、ジクジクしてきた時は、医療機関を受診しましょう。



駅前に新たな縁が 生まれる場所として

5月25日㊥、JR紀伊田辺駅前の市街地活性化施設（仮称）の建設地で、『EN-JOY みんなで縁を楽しもう』が開催されました。会場には、地元焙煎のコーヒーや梅ジュース等のカフェ、紀州備長炭や梅に関連した商品等を展示販売したセレクトショップ、あかね材のテーブルを作成するワークショップなどが並び、施設のイメージが示されました。梅の展示を見ていた女性の方は「こんなに梅の種類があるのは知らなかった。新しい出会いがあって良かったです」と話してくれました。



6月2日㊥、大塔行政局管内全域で大塔クリーン作戦が行われました。参加者は850人で、合計1,830kgのごみを回収することができました。8日㊥には田辺湾クリーン作戦も行われました。



5月26日㊥、大坊小学校と三里小学校の落成式が行われました。どちらも新校舎には、紀州材がふんだんに使われています。式後には、記念事業として生徒の発表などが行われました。

笑顔が彩るまちのたより みんなの彩時記



6月1日㊥、旧伏菟野小学校で「伏菟野ほたる鑑賞の夕べ」が開催されました。夕方からの出店で、にぎわいが見られ、20時頃には、小学校裏の自然観察園で螢の鑑賞が行われました。

梅の魅力を再発見！ 中学生が梅農業体験

6月3日㊥と6月12日㊥、衣笠中学校の1年生が梅農業体験に取り組みました。

3日は、梅について講座を受けた後、梅収穫体験とJA紀南総合選果場を見学しました。体験した男の子は、「家の手伝いで梅取りをしたことはあるけど、梅の歴史など講座で初めて知ったことがあって楽しい」と話してくれました。

12日は、梅ジュースと梅干し作り体験がありました。また、梅を使った料理を紹介し、生徒が試食しました。



6月6日㊥、梅の日を記念し、京都の下鴨神社と上賀茂神社で紀州南高梅を奉納しました。令和となって初めての梅道中を行い、今年の梅の豊作と産地繁栄をお祈りしました。



5月25日㊥、シーカヤック・フェスタが開催され、21名が試乗体験に参加しました。パドルワークなどの講習を行った後、内之浦湾から田辺湾に漕ぎ出しました。